









市民まちづくり推進部・上田地域自治センター

令和6年度 重点目標



- 1 地域内分権の推進と地域主体の自治の実現
- 2 自治会や市民活動団体と連携した活力ある地域づくりの推進
- 3 移住・定住・交流による まちづくりの推進
- 4 人権を尊重し誰もが等しく参画する地域社会形成への意識の醸成
- 5 デジタル技術を活用した市民の利便性向上と業務の効率化
- 6 多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進
- 7 犯罪や交通事故のない安心安全なまち上田を目指して

令和6年度 重点目標管理シート

重点目標	地域内分権の推進と地域主体の自治の実現		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	1位
総合計画における 位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進	上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する			
第四次上田市行政改革大綱・アクションプログラム ムにおける位置付け (1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり						
現況・課題	<p>市民協働による新たな住民自治の創出を目指し、新市発足以降、市の重要施策として取り組んでいる「地域内分権の確立」については、最終工程と位置付ける第4ステージを経て、地域住民が主体となってまちづくりを進める「住民自治組織」の設立や運営支援に努めるとともに、その活動に対する市の支援策として各地域への地域担当職員の配置や庁内各課所への協働推進員の配置による人的支援及び地域予算（交付金制度）による財政的支援の取組を進めています。</p> <p>「住民自治組織」については、これまでに市内9地域に13の組織が設立されており、組織運営の定着化のための活動や各地域での活動の指針となる「地域まちづくり計画」の策定が進められ、各組織において「地域まちづくり計画」に基づいた活動が進められています。中央地域においては、平成29年12月に地域経営会議（設立準備会組織）が設立され、枠組みについて検討されましたが、昨年度末までに各自治連を単位として、「神川まちづくり委員会」「北部地区まちづくり協議会」「南部まちづくり協議会」が設立されました。残る2地域（中央、東部地区）では、引き続き設立の枠組み等の協議が進められています。</p> <p>住民自治組織も当初の設立から8年が経過する中で、組織の再編や人材の育成、持続的な活動体制の構築、「地域まちづくり計画」の見直しの必要性など、新たな課題が見えてきましたが、引き続き、地域協議会をはじめ、地域住民の皆様への説明や情報発信を行いながら地域内分権への理解を深め、住民自治組織の自律的かつ主体的な活動を目指すとともに、全市域での組織設立に向けて取り組んでまいります。</p>					
目的・効果	自治基本条例の基本理念を踏まえ、地域住民自らが参加・参画し、地域内の課題を解決できる住民自治の仕組み（住民自治組織）を構築することにより、地域住民と行政の協働による地域自治を確立し、地域が健康で元気なまちを創り上げることで「健（康）幸（福）都市」の実現を目指します。		該当するSDGsの目標	   		
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標（どの水準まで）	中間報告 (目標に対する進捗状況・進捗度)及び (中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点)		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
① ○住民自治組織の設立促進と組織運営、活動の支援 (1)未設置となっている中央地域の2地区(中央、東部地区)について、設立に向けた協議の継続支援及び、組織体制のあり方についての検討を推進 (2)設立済みの組織に対し、人的・財政的支援を行い、活動の本格化を推進。また、持続的な組織体制の構築に向け、地域と連携して課題の解決を図るための検討を推進	## 年度末まで ## 年度末まで	(1) 地区の自治会長をはじめとする関係者と連携し、引き続き設立に向けた説明や情報等を提供しながら、現状を踏まえた柔軟な組織体制づくりを検討 (2) 組織の運営、活動に対し、人的・財政面での支援 組織ごとの課題を踏まえ新たな支援を検討し、自立的な活動へ導くための改善を推進				
② ○地域担当職員、協働推進員の機能向上 (1)地域担当職員、協働推進員が地域と市役所をつなぐ人材となるよう、研修等を実施 (2)地域における課題を解決するためには、どのような関わりが必要か手法等を検討	## 年度末まで ## 年度末まで	(1) 地域担当職員向けに、情報共有会議などの研修を年2回以上実施 また、協働推進員向けに研修や講演会などを年2回程度実施 (2) 先進地への視察を行うなど、情報収集に努めながら上田市に適した手法を検討				
③ ○地域協議会の今後のあり方の検討 (1)全市的な住民自治組織の設立を見据え、市の附属機関である「地域協議会」のあり方を検討 (2)庁内各課からの市施策等の共有	## 年度末まで ## 年度末まで	(1) 第10期上田右岸・左岸地域協議会において上田地域に適した設置単位の見直しを検討 (2) 住民自治組織と自治会の役割分担の研究 総合計画の「地域の特性と発展の方向性」に関する素案の作成と地域協議会への諮問				
④ 【豊殿、塩田、川西地域自治センター】 ○住民自治組織(各地区まちづくり協議会等)が取り組む事業への支援 ○地域おこし協力隊による地域の魅力発信事業等への支援（豊殿：棚田、塩田：日本遺産、川西：コミュニティカフェ等） ○右岸・左岸地域協議会及び地区自治会連合会の活動を支援	年度末まで	○人的・財政的支援 ○地域おこし協力隊事業への支援（棚田、日本遺産塩田平検定、コミュニティカフェ等） ○右岸・左岸地域協議会の運営を支援 ○各地区自治会連合会の要望の取りまとめ				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		○取組による効果・残された課題			


重点目標		自治会や市民活動団体と連携した活力ある地域づくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	2位	
総合計画における 位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進	上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する					
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり						
現況・課題	上田市の自治の基本原則を定める「自治基本条例」については、施行から5年目にあたる平成27年度に、上田市自治基本条例検証委員会において検証を行い、条例の改正を行いました。また、1回目の見直しから5年目となる令和2年度に、条例検証委員会においてパブリックコメントの実施内容を踏まえた検証が行われました。検証の結果、条文改正は行わないこととなりましたが、逐条解説の見直しと条例の運用にかかる提言が行われました。検証委員会からの提言を踏まえ、提言内容に対する職員の理解を深めるほか、市民に対しても様々な機会を捉え、自治基本条例の理念の浸透に努める必要があります。また、この条例に掲げる「参加と協働」の理念を具体化していくため、平成26年度に策定し令和元年度に見直しを行った「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、様々な人や組織それぞれがまちづくりの担い手として協働を進められるよう、地域コミュニティに対する支援や担い手となる意欲ある人材の発掘・育成に取り組む必要があります。							
目的・効果	上田市自治基本条例検証委員会からの提言や「協働のまちづくり指針」を基に、市民参加と協働推進の環境づくり、地域コミュニティの活動支援、さらにまちづくりの担い手となる人材の発掘・育成に取り組むことによって、自治基本条例を実効性あるものにしていきます。			該当するSDGsの目標				
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
① ○自治基本条例の基本理念「参加と協働」の具体化 (1) 基本理念を実効性のあるものとするため、協働推進員による周知及び意識共有の向上 (2) 「協働のまちづくり指針」の改訂 (3) 自治会によるコミュニティ活動の支援	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	(1) 基本理念の浸透を図るため、協働推進員を中心とした職員向けの研修会等による周知の推進 (2) 庁内検討委員会での検討、パブリックコメントなどの意見聴取を踏まえ改訂 (3) 自治会要望の計画的な実施や、各種補助事業の見直しを検討						
② ○まちづくりの担い手となる人材や団体の発掘・育成 (1) まちのアトリエを活用し情報を発信 (2) 人材の有効活用に向けた人材バンク等の取組を検討	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) まちのアトリエを活用した講座の開催により、個人や団体の活動を支援するとともに、その内容をホームページやSNSを活用し市民に向け発信 (2) 上記講座の主催者や受講者等から有能な人材を発掘し、バンクの登録及び活用に向けた調整						
③ ○自治会デジタル化の推進 (1) 自治会のデジタル化を推進 (2) 自治会ホームページの情報発信の充実及び、災害時の伝達手段の確保や訓練の実施	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 先進地への視察により情報収集を行ない、上田市にあった手法を研究 視察先：2か所以上 (2) ホームページの未登録自治会の掲載やデータ更新に向けた調整を図る。また、年に2回程度、実際に災害が発生することを想定し、災害時伝達訓練を開催						
④ ○住民主体のまちづくり活動への支援 (1) 活力あるまちづくり支援金による支援 (2) 上記活動の財源確保に向けた地域振興事業基金の運用基準の見直しの検討や、運用益確保の取組	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 地域や団体のニーズに応じた柔軟な申請対応を行い、支援金の活用を推進 「地域枠」は、各地域の活性化に結びつくよう相談や事例紹介などを行い、住民自治組織との連携を推進 (2) 新市分・持寄分の流動性資金に配慮しつつ、公共施設整備基金についてもさらなる運用を推進 目標額：全体で2,000万円						
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題				

令和6年度 重点目標管理シート

重点目標		移住・定住・交流によるまちづくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	3位
総合計画における位置付け	第6編 文化・交流・連携 文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり 第2章 交流・連携、移住・定住促進による活力ある都市づくり 第1節 上田の魅力発信、選ばれる都市づくり	上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」における位置付け	05 人と自然が調和した活力あるまちをつくる				
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ア 歳入の確保					
現況・課題	① 自然動態の減と市民の流出により人口の減少が進んでいます。発展的に持続する活力あるまちづくりに向けて、転出の抑制と流入人口の増加が喫緊の課題です。新しい生活様式の定着による暮らし方や働き方の多様化を活かし、上田市の魅力や暮らしやすさに関する情報をさらに積極的に発信する必要があります。また、住居ニーズの充足や就職支援に向けて関係課との連携が必要です。 ② 人口減少と高齢化の進展は生涯未婚率の増加による出生数の低下も要因となり、活力あるまちづくりを進める担い手が不足していく可能性があります。少子化対策として結婚を希望する方々への支援が必要です。 ③ 交流人口の増加と財源の確保を目的にふるさと寄附を推進するため、より多くの寄附者へ訴求する必要があります。上田の魅力を広く伝えるパートナー企業と返礼品の充実による地域産業との連携が重要です。						
目的・効果	① 移住相談やセミナーなどは対象者のニーズに合わせてオンライン方式の併用で実施し、世界中の上田市に関心を寄せる方々に向けた情報発信により、人口の社会増を推進します。 ② 婚姻に伴う新生活を開始する際の経済的不安を軽減するとともに、結婚を希望している独身者やその親等の結婚に対する意識の醸成と、相談員向けセミナーの開催により、出会いと結婚を支援します。 ③ ふるさと寄附のパートナー企業と返礼品の充実により、上田市の魅力を発信し、関係人口の増加と財源の確保を目指すとともに、地場産品の流通促進により地域の活性化を図ります。		該当するSDGsの目標				
取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標（どの水準まで）	中間報告 (目標に対する進捗状況・進捗度)及び (中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点)	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○ 移住定住の推進 (1) 市内連携による市独自移住セミナーの開催 (2) 定住自立圏による移住関係イベントへの参加 (3) 主要都市部及びオンライン活用による移住相談会の開催 (4) 移住体験ツアーの実施 (5) 地域おこし協力隊員の計画的任用と任期満了後の定住支援 (6) UIJターン就業・創業移住支援金の有効活用	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで (5) 年度末まで (6) 年度末まで	(1) テーマ毎に、対面形式・オンライン形式合わせて6回以上開催 (2) 6回以上参加 (3) 30回以上開催 (4) 1回以上開催 (5) 1人以上の任期満了後の定住1人以上の新規隊員の任用 (6) 対前年対比における制度利用による移住実現者の増加 ※行政支援による移住件数・人数の推移 R1:34件 67人 R2:31件 58人 R3:56件 107人 R4:59件 121人				
	○ 市民協働による移住交流の推進 (1) 地域コミュニティと移住者・関係人口の交流を促進 (2) 各地域に所属する地域おこし協力隊員の協働活動の促進による地域交流の推進	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 移住者交流会1回以上開催 (2) 地域交流アドバイザーを活用したオンライン交流サイトでの2回以上の情報発信 (2) 地域おこし協力隊員定住自立圏交流会1回以上開催				
	○ 縁づくり事業の推進 (1) 結婚につながる縁づくりの推進 (2) 効果的な情報の発信による、結婚に向けた意識の醸成	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 婚活セミナー4回、交流会3回以上開催、及び定住自立圏での婚活セミナー・交流会各1回以上開催 (2) ① 広報紙や市HP、LINE@、その他SNSなどを活用した情報の発信 ② 親向けセミナー、結婚相談員向けセミナーを各1回以上開催 ③ 結婚新生活支援事業活用による婚姻数の増加 ※婚姻数の推移 R1:745件 R2:603件 R3:561件 R4:616件				

④	<p>○ ふるさと納税制度の推進</p> <p>(1) 各ポータルサイトの特色を生かした魅力ある返礼品の開発と、きめ細かな情報の発信</p> <p>(2) 寄附者への訴求力向上に寄与するポータルサイト導入及び運用の実施</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p>	<p>(1)</p> <p>① 返礼品内容のブラッシュアップ</p> <p>② ニュース配信サイトの有効活用</p> <p>(2) 先進事例の研究並びに庁内連携強化</p> <p>対前年比 寄附受納金額の増加 (実績見込 件数18,495件、 金額361,249千円)</p>		
特記事項	<p>○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点</p> <p>①移住促進と縁づくり事業を融合させた上田市でしかできないイベントを構築し、市の課題である若年層女性の定住促進に取り組みます。</p> <p>②「うえだ移住テラス」の周知を推進し市民の参加を促進すると共に、上田市に関心を持つ方々への情報発信に努め、関係人口となるユーザーの増加を図ることで市民との交流を推進します。</p> <p>③上田市の魅力となる返礼品の開発と、新規寄附者を呼び込むための有効な情報発信により、市の自主財源となるふるさと寄附受納の増額に取り組みます。</p>		<p>○取組による効果・残された課題</p>		


令和6年度 重点目標管理シート

重点目標	人権を尊重し誰もが等しく参画する地域社会形成への意識の醸成		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	4位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第1節 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 第2節 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」における位置付け		3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する	
第四次上田市行政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け						
現況・課題	上田市の人権施策の基本的な事項を定めた「上田市人権尊重のまちづくり条例」及び「上田市人権施策基本方針」に沿って、あらゆる人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るなど人権施策を総合的に進めていく必要があります。女性、子ども、同和問題等にかかわる人権問題が依然として存在しており、最近ではSNSなどインターネット上の人権侵害の多様化や性的少数者の人権、犯罪被害者等への支援など様々な人権課題が顕在化していることから、人権教育啓発の積極的な取組みとともに、人権尊重の視点で施策の推進に努めることが求められています。また、犯罪被害者等への支援につきましては、被害者やその家族等が、犯罪による心身への直接的な被害に加え、精神的、経済的苦痛等による二次被害など様々な問題に直面することから、被害者等が早期に平穏な暮らしを取り戻すために、関係機関等と連携し状況に応じた適切かつ適切な支援が求められます。男女共同参画の推進では、施策の基本的な事項を定めた「上田市男女共同参画推進条例」に沿って策定された「うえたカラフルプラン」（「第4次上田市男女共同参画計画」（R4～R8）」に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して取り組む必要があります。世界の恒久平和は、国民共通の願いです。戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和な社会を次世代に引き継いでいくことは私たちの責務であります。					
目的・効果	一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するために、令和6年度からスタートした「上田市人権施策基本方針（第二次改訂）」に基づき、各分野にわたる施策の推進に取り組みます。 誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、令和6年4月1日に施行した「上田市犯罪被害者等支援条例」の基本理念に基づき、犯罪被害者等の心に寄り添った支援、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性などに対する理解を深めるための啓発に取り組めます。 「第4次上田市男女共同参画計画」（R4からR8年度）に沿って、市民、事業者等と協働して男女共同参画社会の実現に向け、各種事業を推進してまいります。 市では「争いのない世界を願う 非核平和都市」宣言を行っており、平和に関する取組を推進することにより、恒久平和の実現を目指します。		該当するSDGsの目標			
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 人権等に関する支援・相談体制の整備・充実 (1) 上田市犯罪被害者等支援条例施行に伴う周知・啓発 (2) 人権擁護委員による人権相談 上田、丸子、真田、武石各地域での特設相談 法務局での常設相談（法務局連携）、女性の悩みごと相談 (3) あらゆる差別に関する相談	(1) 年度末まで (3) 通年 (4) 通年	(1) ・広報、ホームページ、ハンドブック等による条例制定、支援内容等の周知 ・ホームページ、講演会開催等による啓発 (2) ・特設相談：上田 各月1回、丸子・真田 年2回、武石 年4回 ・常設相談：毎週月・水・金曜日 (3) ・隣保館での相談窓口開設 ・市民団体と連携した相談体制			
②	○ 男女共同参画啓発事業の推進 (1) 「うえたカラフルプラン」（第4次上田市男女共同参画計画）の周知及び市民との協働による男女共同参画意識の啓発や教育の充実、出前講座の実施 (2) 市民フェスティバルの開催 (3) 各地域の女性団体合同事業・研修会への参加 (4) 講演会、講座の開催 (5) 男女共同参画推進業者表彰の実施	(1) 年度末まで (2) 9月（予定） (3) 年度末まで (4) 年度末まで (5) 3月	(1) 市内関係団体等との協働による男女共同参画の啓発推進、出前講座の実施 (2) 市民フェスティバル開催 (3) 女性団体の研修会等 1回以上 (4) 主催共催講演会・講座 5講座 (5) 事業者表彰 2団体以上			
③	○ 平和啓発事業の実施、推進 (1) 令和7年度平和祈念事業に向けた実行委員会による検討 (2) 原爆パネル展の実施	(1) 通年 (3) 通年	(1) 実行委員会において、令和7年度平和祈念事業及び平和の灯モニュメント整備等の計画を検討 (2) 原爆パネル展の開催 10か所			
④	○ 市民プラザ・ゆう事業の推進 (1) 主催講座として資格取得講座等の開催 (2) 「女性相談員によるなんでも相談」及び「女性弁護士による法律相談」の実施	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 資格取得支援講座等の開催 7講座 (2) なんでも相談は毎週火曜・木曜日等に実施。弁護士相談は、偶数月1回、奇数月2回実施			
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		○取組による効果・残された課題			

令和6年度 重点目標管理シート




重点目標	デジタル技術を活用した市民の利便性向上と業務の効率化		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	5位
総合計画における 位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実	上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	5 DXやGX等の革新的技術でSDGsを推進、人と自然が調和した活力あるまちをつくる			
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化					
現況・課題	マイナンバーカードは国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として、平成27年10月5日から制度が発足し、国は令和4年度末にはほとんど全ての住民がマイナンバーカードを取得することを目標に、各市町村に「マイナンバーカード交付円滑化計画」の実施を図るよう求めてきた。これを受け、令和4年度は普及促進のための取組を強化し、取得率が大きく増加し、当市の令和5年度末の保有枚数率は、70.3%となった。また、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票の写しや印鑑登録証明書の交付を平成28年5月20日から開始し、令和5年2月28日には戸籍証明書の交付も開始した。令和5年度末のコンビニ交付率は、約30%で更に利用促進を図る必要がある。国は、戸籍法を改正して令和6年3月からマイナンバー制度を利用して一部行政手続きにおける戸籍謄抄本の添付省略を可能とし、また、令和6年12月にはマイナンバーカードと健康保険証を一本化したマイナ保険証を基本とすることとなった。今後のマイナンバーやマイナンバーカードの利用拡大に向け、引き続き取得率の向上に取り組んでいく必要がある。 令和5年2月からマイナポータルを利用してオンラインによる転出届や転入先市町村に来庁予定の連絡ができるようになった（「引越し手続オンラインサービス」）が、現在の利用率は約6%でサービス内容の周知等、利用率向上に取り組む必要がある。					
目的・効果	マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付は、市役所窓口 비해、閉庁日や時間外でも取得が可能であり利便性も高く、また、市民課窓口の混雑や交付処理時間の削減に有効である。平成28年度からコンビニエンスストアでの証明書交付を開始しているが、交付比率は、令和元年度は 5.6%（住民票の写し 4.3%、印鑑登録証明書 7.4%）であったが、令和5年度は約30%（住民票 28.8%、印鑑登録証明書 39.1%、戸籍謄抄本 20.0%、附票 8.7%）と増加している。 「引越し手続オンラインサービス」を利用すると、特に転出届の転出市町村窓口での申請が不要となり、来庁する負担もなくなる。また、窓口の混雑緩和にもつながることから、業務効率の向上も図れる。		該当するSDGsの目標	    		
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
① ○ マイナンバーカード保有枚数率の向上 (1) 公用車を利用した「マイナちゃんカー」により施設や戸別訪問に出向き出張申請受付を実施 (2) 毎月2回、第2土曜日と最終日曜日に申請・交付受付を予約制で実施	年度末まで	・ 保有枚数率 73.0%				
② ○ コンビニエンスストアでの証明書交付比率の向上 (1) コンビニエンスストアでの証明書取得の利便性を窓口やHP、広報誌等で周知強化	年度末まで	・ コンビニエンスストアでの証明書交付比率 33.0%				
③ ○ 「引越し手続オンラインサービス」利用率の向上 (1) オンライン（マイナポータル）上で転出届の手続きができること、利便性をHP・広報誌等で周知強化 (2) 市民サービス窓口等でオンライン申請の情報提供	年度末まで	・ 転出届のオンライン申請利用率 10.0%				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		○取組による効果・残された課題			

令和6年度 重点目標管理シート

重点目標	多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	6位
総合計画における 位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第3節 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する おける位置付け		
第四次上田市行政改革大綱・アクションプログラム における位置付け	(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 (2) 健全で持続可能な財政基盤への改革		ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化 エ 受益と負担のあり方の見直し	イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり		
現況・課題	上田市の外国籍市民数は、令和6年1月1日現在4,154人で、県内において長野市、松本市に次いで多い自治体です。現在、外国籍市民は定住化傾向にあり、子育て・教育・健康・住居・就労等、生活者としてさまざまな課題が生じており、高齢化問題も徐々に出てきています。また、入管法の改正により、今後外国籍市民が増えることが予想されます。外国籍市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に住み続けることになる外国籍の子どもたちは、日本人と共に将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取り組みが必要です。					
目的・効果	少子高齢化・人口減少の進行により、将来にわたって社会・経済活動を持続的に発展させていくためには、労働者としての側面ばかりでなく、生活者として外国籍市民が果たす役割は重要なものとなっております。また、日本に定住する外国籍の子どもたちが次世代の担い手として、日本社会において自ら未来を切り開いていける力を養う必要があります。（令和5年5月1日現在、外国人児童生徒の小中学校在籍数219人） 同じまちに住む住民として、日本人と外国人がお互いを理解しながら共に生きるまちづくりを進めることによって、双方にとって住みやすく、安心・安全な「まち」がつけられていきます。		該当する SDGsの目標			
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 「上田市多文化共生推進協会」（AMU）を核とした多文化共生事業の推進 (1) 多文化共生事業を推進するAMU（市民、地域グループ、団体、企業、行政等で構成・連携）の運営を支援するとともに、活動の企画・運営への外国人の参画を促進 (2) 「AMU」の広報・周知	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 事業の企画運営 ・ 総会（年1回）、理事会（年2回程度） ・ 交流・学習部会（6回） (2) 公民館・自治会・高校・大学や他組織等と共催・連携し事業を活性化するとともに、AMUの広報・周知を推進			
②	○ 多文化共生のまちづくりの市民理解の浸透と自立支援の促進 (1) 市民の理解を深めるため、多文化共生に関する講演会等を開催 (2) 外国籍市民への交流の場づくりや、外国籍市民の自立と社会参加を促すための講座を開催。また、災害時の行動における基礎的な知識を伝えていく等のさまざまな支援の推進	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 多文化共生のまちづくりに対する市民の理解と参加・協力の促進のため、多文化交流フェスタや講演会等を開催（フェスタ、講演会各1回） (2) 社会参加を促す交流会、外国籍市民を講師とした講座及び防災講座等を実施（交流会2回、講座2回）			
③	○ AMUによる学びの場の提供 (1) AMUに日本語コーディネーターを継続して配置し、外国人全ての年齢を対象とした「にほんごアムム」（日本語教室）を通じ、学習希望者の習得度に応じた学びの場の提供 (2) 外国籍の子どもが自ら未来を切り拓いていけるよう、教育委員会と連携した日本語（学習言語）の学習支援を推進 (3) 日本語支援者の養成及びスキルアップ	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	(1) 学習者とボランティアとのマッチングのため、大人と子どもの日本語コーディネーター（兼日本語指導者）を通年で配置 (2) 教育委員会等連携し、日本語の学習支援が必要な外国籍の子どもを支援 (3) 日本語支援者養成講座の実施			
④	○ 外国籍市民への情報提供と相談窓口の継続 多言語で対応可能な職員を配置し、さまざまな相談に応じるとともに、多言語での情報発信の推進	年度末まで	(1) 多言語版の広報紙を毎月発行し、小中学校や事業所等へ送付 (2) 外国人総合相談窓口を多言語相談ワンストップセンターとして運営、相談内容に応じ他専門部署と連携 (3) ワンストップセンターで相談にあたる多文化共生専門員の一層のスキルアップのため、相談員研修会等への参加を促進			

⑤	<p>○ 外国人集住都市会議との連携 自治体単独では解決できない法律や制度上の課題について議論を進めるため、外国人集住都市会議参加の11都市との連携</p>	年度末まで	<p>(1) 群馬・静岡・長野ブロックの会議（年3回程度）に参加し、研究課題のテーマについて会員都市間で協議 (2) 全体会（年2回程度）に参加</p>		
⑥	<p>○ 多文化共生推進指針の見直し検討 上田市多文化共生のまちづくり推進指針の見直し検討</p>	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例の調査、研究 ・ 多文化共生に係る課題整理 		
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題	

令和6年度 重点目標管理シート

重点目標	犯罪や交通事故のない安心安全なまち上田を目指して		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	7位
総合計画における 位置付け	第2編 自然・生活環境 安全・安心な快適環境のまちづくり 第2章 良好、快適な生活環境の形成 第6節 犯罪や交通事故のないまちづくりと消費者被害防止の推進		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け			
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり					
現況・課題	<p>特殊詐欺や悪質商法による消費者被害が後を絶たず、日々前兆事案も発生している状況です。令和5年中の特殊詐欺被害の発生状況は、認知件数22件（前年比+5件）と前年より増加し、被害額は1億1,500万円を超えています。これ以上の被害発生を食い止めるため、高齢者はもとより、全市民に対していかに早く周知して、特殊詐欺等被害防止対策を行うことが喫緊の課題となっています。</p> <p>令和5年中の交通事故の発生件数は前年より増加し、2件の交通死亡事故が発生しています。依然として、高齢者が関係する重大事故が発生している現状から、ドライバーはもとより、すべての道路利用者に対し、交通安全意識の高揚を図る必要があります。</p> <p>新たな市民生活支援を担当することになったことによる課名の検討。「参加」と「協働」は今や推進ではなく、大前提の時代であり、親しみやすい・（ポツ）のない名前に改め、市民に分かりやすい名称にしていく必要があります。</p>					
目的・効果	<p>地域で高齢者等の訪問・見守り活動等を行っている既存の組織及び行政等で組織した上田市特殊詐欺等被害防止連絡協議会の構成員相互の情報交換及び連携により、地域全体で見守りや啓発活動を行い、新たな犯罪手口などの情報配信を適正に行い、高齢者や若年者等が特殊詐欺の被害に遭わないよう未然防止を図ります。</p> <p>交通安全対策については、高齢者の交通事故防止を重点課題として、交通安全意識の向上と予防安全対策を進めます。</p>		該当する SDGsの目標	  		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	<p>○ 特殊詐欺や悪質商法などの消費者被害防止対策の実施</p> <p>(1) 警察等関係機関・団体との情報共有による効果的な未然防止策の推進</p> <p>(2) 多様な媒体による高齢者から若年層までを対象とした啓発活動の実施</p> <p>(3) 特殊詐欺等被害防止対策機器の普及促進</p> <p>(4) 特殊詐欺等被害防止に関する出前講座</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p> <p>(3) 年度末まで</p> <p>(4) 年度末まで</p>	<p>(1) 特殊詐欺等被害防止連絡協議会2回</p> <p>(2) 広報紙の発行4回（自治会回覧） 有線放送及びメール・ツイッター等による配信を随時実施 長野大学生への啓発チラシの配布</p> <p>(3) 購入費補助120件</p> <p>(4) 15回</p>			
②	<p>○ 子どもと高齢者の交通事故を防ぐための交通安全施策の推進</p> <p>(1) 交通安全運動の実施</p> <p>(2) 高齢者を対象とした夜光反射材の配付</p> <p>(3) 交通安全教室の実施</p> <p>(4) 高齢者を対象とした自転車用ヘルメットの着用促進と市民全体に向けたヘルメット着用の周知・啓発の実施</p> <p>(5) 長野県交通災害共済全県制度統一に伴う市費負担の見直し</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p> <p>(3) 年度末まで</p> <p>(4) 年度末まで</p> <p>(5) 年度末まで</p>	<p>(1) 4回</p> <p>(2) 800人</p> <p>(3) 50回</p> <p>(4) 購入費補助 500件 ・人身事故死傷者数抑止目標500人以下 ・着用努力義務化に伴う需要増への対応 ・ホームページ・SNS等を活用した情報の配信</p> <p>(5) 庁内検討会議2回</p>			
③	<p>○ 自治会等との協働による防犯意識の高揚と被害防止の推進</p> <p>(1) 地域安全運動等の実施</p> <p>(2) 防犯パトロールの実施</p> <p>(3) 青色回転灯防犯パトロール車による、小中学校の下校時間帯に合わせたパトロールの実施</p> <p>(4) 防犯指導員への指導の充実</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 通年</p> <p>(3) 通年</p> <p>(4) 年度末まで</p>	<p>(1) 2回</p> <p>(2) 随時実施</p> <p>(3) 毎週水・金曜日</p> <p>(4) 研修会の開催</p>			
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題		